クーリング・オフ制度(Ⅳ)〈訪問購入の場合〉

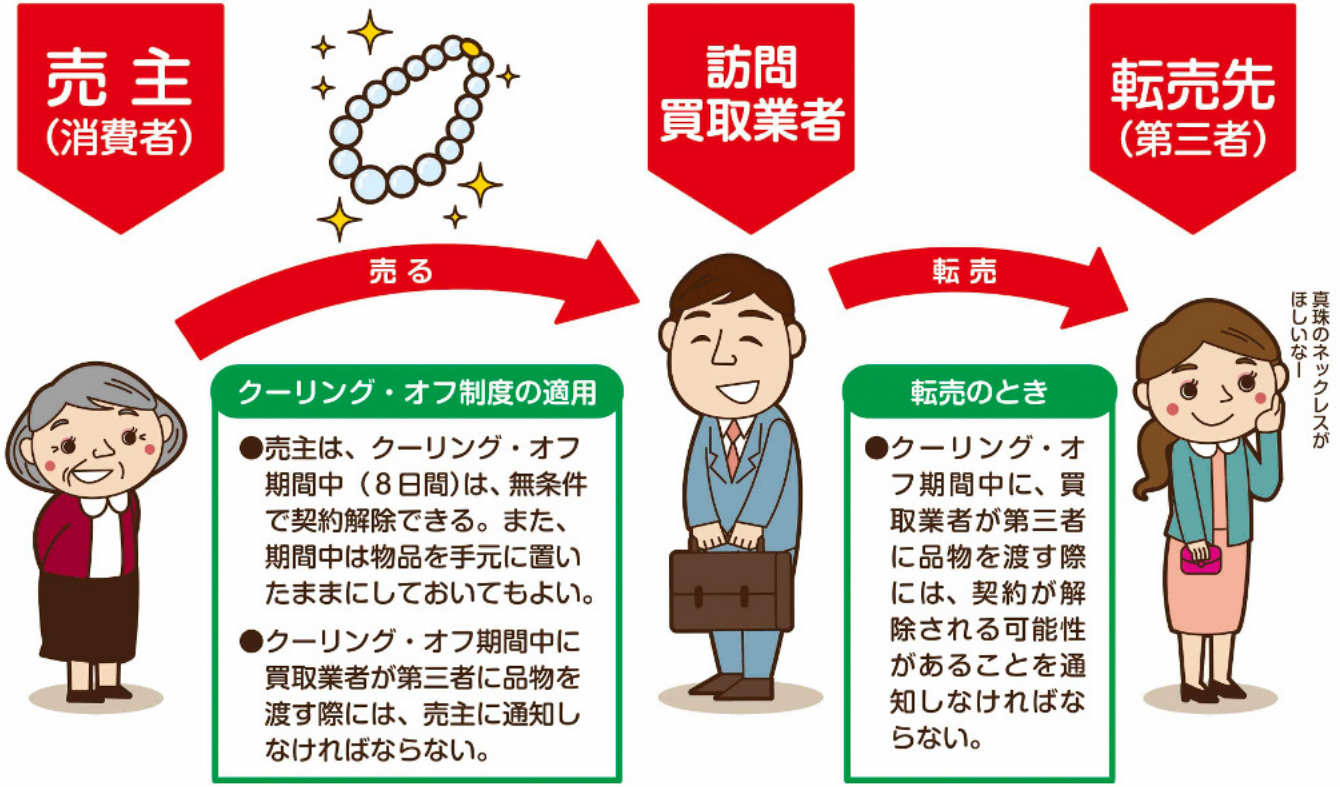

ポイント

平成25年２月に「訪問購入」が新たに規制対象となり、クーリング・オフ制度が適用されるようになりました。

＜適用される契約＞

店舗以外の場所で、政令で指定されたもの（自動車（２輪を除く）、家電（携帯が容易なものを除く）、家具、本・CD・DVD・ゲームソフト類、有価証券）を除くすべての物品を事業者が消費者から買い取る契約。